



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 5 月 1 日木曜日 第1452号外 1

◇ 目 次 ◇

規 則

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第44号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 5 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、特定職種受講手当」を削る。

第 5 条第 2 項中「 600 円」を「 500 円」に改め、同条中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項から第 9 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中 「 技 能 習 得 手 当
（ 特 定 職 種 受 講 手 当 ） 」 を 削 る。

様式第 2 号中 「 特 定 職 種 受 講 手 当 円 」 を 削 る。

様式第 3 号中 「 特 定 職 種 受 講 手 当
日 月
数 額
日 円 」 を 削 る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県訓練手当支給規則第 5 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給について適用し、この規則の施行の前日に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

